

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



2020 5
No.547

就業体験

[令和元年10月15日(火)~10月18日(金)]

宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 2年生 39人



一般社団法人

宮崎県建設業協会

TEL (0985)22-7171 FAX (0985)23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

●令和2年5月の行事予定	1
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 令和元年度第12回常務理事会を開催	3
2. 令和元年度第9回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 令和2年度宮崎県委託事業「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について	7
4. 令和2年度宮崎県委託事業「建設産業外国人材確保支援事業」のご案内について	8
5. 令和2年度テレビCM放送のご案内	9
●雇用改善コーナー	
1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について	10
2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	11
●事業協同組合	
1. 外国人技能実習制度についてのご案内	13
2. 下請セーフティネット債務保証制度について	14
3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました	15
●技士会	
1. 令和2年度 2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	16
2. 建設業界の現状と今後の取り組み～今後の公共事業で必要とされる技術～セミナー開催のご案内	16
3. 監理技術者講習の日程お知らせ	17
4. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集	17
●建退共	
1. 建退共制度の利用に際しての留意事項	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）	18
●建災防	
1. 職場における熱中症の発生状況	19
2. フルハーネス安全带等の買換えに対する補助金について	21
●火薬協会	
1. 火薬関係保安講習会の受講申込受付中！	22
2. 火薬関係の資格試験日程・試験会場の変更について	23
3. 受験養成講習会の日程変更について（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）	23
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）	24
2. 中間前払金制度のご案内	25
●建設業情報管理センターからのお知らせ	26
●建設業福祉共済団からのお知らせ	
<法定外労災補償制度>建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！	27

令和2年5月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火災協会・保証会社
1	金			
2	土			
3	日	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	月	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	火	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	水	振替休日	振替休日	振替休日
7	木		足場の組立て等の業務に係る特別教育(清武)	
8	金		小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育(延岡 9日まで)	
9	土			
10	日			
11	月	延岡地区協会 総会		
12	火	県協会 決算理事会 技士会 総会	足場の組立て等作業主任者技能講習(延岡 13日まで) 建災防 代議員会	火災保安協会代議員会(宮崎) 組合理事会
13	水			
14	木		車両系建設機械(解体用)運転技能講習(清武)	
15	金		ローラーの運転の業務に係る特別教育(清武 16日まで)	
16	土			
17	日			
18	月	一級土木施工管理学科講習会(20日まで)		
19	火		職長・安全衛生責任者教育(清武 20日まで)	
20	水			西日本建設業保証(株)監査役会
21	木	県協会 常務理事会及び県との意見交換会	足場の点検実務者研修(延岡)	
22	金		高所作業車運転技能講習(延岡 23日まで)	
23	土			
24	日			
25	月	一級土木施工管理学科講習会(27日まで)		
26	火	県協会 通常総会	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習(清武 28日まで)	組合総会
27	水			
28	木	全国建設業協会 定時総会(東京)		
29	金	全国技士会総会・理事会(東京)	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習(清武 30日まで) 建災防本部理事会・総代会(東京)	
30	土			
31	日			

会員の異動状況

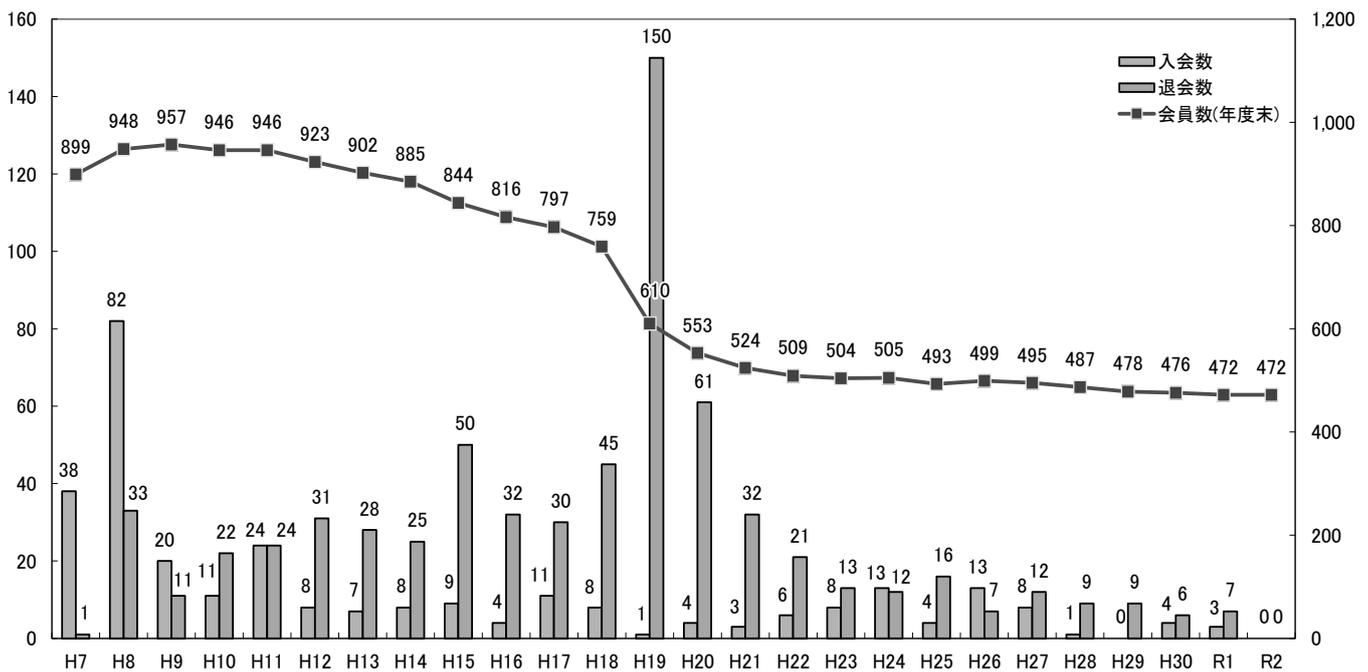
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(株) 金本組	所在地	〒889-1702 宮崎市田野町乙9525番地	〒889-1702 宮崎市田野町乙9472番地
日向	あさひ産業(株)	代表者	西村 賢一	西村 望
延岡	東栄建設(株)	代表者	小野 年廣	小野 陽平

【3月末退会】

地区名	会社名	代表者名
日南	宮川工務店(有)	宮川 平男

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	0
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	0
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	472

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R2は4.27現在

宮崎県建設業協会

1. 令和元年度第12回常務理事会を開催

令和2年3月23日（月）13時30分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、榎村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり甲斐副会長が「最近、新型コロナウイルスへの予防対策で大変だと思う。補正予算による工事も発注される中、建設現場でコロナが発生すると工事中止になってしまうため、感染予防が重要になる。各企業で対策をしっかりと行って欲しい。本日もよろしくお願ひしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第12回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者や情報提供内容について報告した。

議題2 予算編成等理事会について

榎村事務局長が資料2に基づき、3月3日に開催された予算審議等総務委員会の報告及び3月23日に開催される予算編成等理事会（書面決議）について報告し、承認された。

議題3 令和2年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦案について

大谷課長が資料3に基づき、令和2年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦案について報告し、承認された。

議題4 その他

(1) 令和元年度「建設産業外国人材確保支援事業」について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、令和元年度の建設産業外国人材確保支援事業の報告を行った。補助金交付決定事業所7社（高度専門職10名、特定技能1号1名）

(2) 土木・労務資材対策委員会開催結果について

菊池課長が参考2に基づき、3月5日に開催された土木・労務資材対策委員会の結果について報告した。提案議題は、舗装工事の工事成績評価について・トンネル補修工事について・労務費と週休2日工事及び諸経費率についてなど。

(3) 令和2年度国政・県政に関する要請への回答について

榎村事務局長が参考3-1、3-2に基づき、国政・県政に関する要請の回答があったことを報告した。

(4) 「清和政策研究会との懇親の集い」について

榎村事務局長が参考4に基づき、清和政策研究会との懇親の集いへの対応について報告し、承認された。

(5) 自民党東京都参議院比例区第八十支部寄付金について

榎村事務局長が参考5に基づき、自民党東京都参議院比例区第八十支部寄付金への対応について報告し、承認された。

(6) 令和2年度宮崎県総合防災訓練について

榎村事務局長が参考6に基づき、11月8日に実施予定の宮崎県総合防災訓練への該当地区の出欠の確認を行った。

(7) その他

水利事務所の今年度補正予算分の発注予定工事の情報提供があったことを報告した。

議題 5 5月常務理事会等行事について

檜村事務局長が参考7に基づき、5月14日の常務理事会及び5月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和元年度第9回宮崎県県土整備部と (一社) 宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和2年3月23日(月)午後3時、宮崎県建設会館5階会議室において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

蓑方次長(道路・河川・港湾担当)
明利次長(都市計画・建築担当)
管 理 課：斎藤課長、渡辺課長補佐、
南條・西野主幹、
吉野主任主事、中村技師
技術企画課：石井課長、桑畑課長補佐、
前田・岩切・山下主幹、
稲田副主幹、梅田・工藤主査

◇公共三部共管

工事検査課：川野課長
児玉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長
甲斐・小野・藤元副会長
河野(義)・河野(与)・河野(孝)・
長友・津房・興梠常務理事
事 務 局：坂元専務理事、
檜村常務理事兼事務局長、
大谷総務課長、
菊池土木農林課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター

【山崎会長挨拶】

令和元年度最後の意見交換会となる。忙しい中出席いただき感謝申し上げます。県の人事異動の発表がされ、明利次長が県土整備部部長に、石井課長が次長に就任されることが決定し、残られる方も異動される方もいるが、大変お世話になった。お礼申し上げます。

本年度は、不調不落や働き方改革等含めて前向きに様々な改革を行っていただいた。本日も情報提供いただけたと思うが、新型コロナウイルスの対応など我々にも影響がでる可能性があるため、しっかり協力していきたい。また、経済の活性化等についても少しでも協力できればと思っている。本年度は大変お世話になった。

【蓑方次長挨拶】

本年度も大変お世話になった。お礼を申し上げます。新型コロナウイルスについては、一日毎に状況が変わっているため、情報交換を行いながら適切な対応をしていただきたいと思います。

インフラ整備では、今月の5日に国土交通省より蘇陽～五ヶ瀬東間の新規事業採択時評価の手続きに着手すると発表があった。これが事業化すれば、宮崎県の防災や産業、観光上の発展が期待される。来年度は国土強靱化の三カ年計画の最終年度となり、当初予算では県土整備部で197億円、県全体で220億円を計上しており、引き続き河川の樹木伐採や掘削、橋梁の耐震化補強等の防災関係となっている。三カ年緊急対策以外では、宮崎

港のサイドスロープ設置や総合運動公園の盛土高台設置工事等がある。

本日は4項目について説明させていただきたい。よろしくお願ひしたい。



第9回意見交換会

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《管理課》

改正民法及び改正建設業法の施行に伴う宮崎県工事請負契約約款の一部改正について

- 改正民法及び改正建設業法の施行に伴い、約款の一部改正が行われる。主な改正内容は、契約不適合について・監理技術者補佐の新設・履行保証についてなど。施行日は令和2年4月1日、改正建設業法によるものは10月1日。

《技術企画課》

情報共有システム及び電子納品の試行拡大について

- 情報共有システム及び電子納品について、対象工事を県土整備部が発注するすべての工事（営繕工事を除く）に拡大する。運用開始日は令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

女性技術者等職場環境改善モデル工事施行実施要領の改正について

- 平成31年まで「女性技術者等職場環境改善モデル工事」と称し、女性専用トイレを設置した場合に費用を計上していたが、令和2年度以降は男女問わず現場に快適トイレを設置した場合に費用の計上を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた発注工事等の対応について

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的とした対応を行う。工事の一時中止措置、検査・打合せ等のメール等の活用、工事及び業務の入札等の手続の対応など。（具体的な対応については、県庁HPの確認や発注機関にお問い合わせください）

◆意見交換会

（1）受注状況（K値）算定の特例措置について

協会→不調不落対策として、K値の緩和措置が始まっているが、緩和期間はどの位になるのか。

県→令和2年度の三カ年緊急対策の期間が1つの目標であり、大きな変化が無い限り継続する。しかし、この特例措置により問題や課題が出た際には意見交換会等で教えて欲しい。

（2）不調不落工事について

協会→各土木事務所での不調不落の発生状況を教えて欲しい。

県→現在30件程度工事が残っているが、大量に不調不落工事がある状況ではない。しかし、結果がまだ出ていないため各地区の受注者の入札状況について教えて欲しい。

協会→特殊な工事では技能者不足等で発生する可能性があるが、ほとんどは事務所との協議等を行う事により対応できると考えている。不調不落が多少発生していることはあったが、再入札や随意契約等で全て対応している。平準化や発注の時期が重要である。

（3）電子納品の拡大について

協会→電子納品の適用拡大をいただき感謝する。受注者側が希望した際にスムーズに対応できるようお願ひしたい。対象は、県土整備部の発注する全ての工事で適用とあるが、3千万円以下の工事も対象になるのか。

県→対象になる。しかし、強制ではなく協議を行っていただき、条件が整った際に実施できる。

(4) 工事成績点の満点評価基準の変更について

協会→満点評価基準が83点に変更となったが、それに伴い検査員の点数の付け方が変更（厳しく）なることはないか。

県→検査員が40%、主任監督員・総括監督員が60%の点数配分であり、検査員の点数が全て反映されることはない。また、この変更は働き方改革や書類の簡素化も兼ねているため厳しくはならない。

(5) 建設業の派遣法について

協会→現状の派遣業法では建設業で派遣が認められていない。これは、技術者でない方が派遣されると危険というのが1つの理由だと思う。しかし、専門業者間の派遣であれば該当しないと考えている。人手不足の解消等の目的のために県の条例等で制定してもらえないか。

県→労働者派遣法という法律で規定されている以上、条例で緩和することはできない。国が特例を設ける等の動きになれば検討できるが、現状では不可である。

協会→派遣業法の内容は暴力団等への対応も含まれていたと思うが、時代の変化により建設業と暴力団との関与は無くなっているため、法律を変えていく運動は必要だと考えている。

県→法的な解釈や所管する国の考え方、法令等についてしっかり把握し、現場の状況等を伺いながら考えていく必要がある。

3. 令和2年度宮崎県委託事業 「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

1. 事業目的

将来の建設産業を支える担い手が不足していることから、若年求職者（研修生）を新規に雇用し、現場実習（OJT）や集合研修（OFF-JT）を組み合わせることで実施することにより、建設業に必要な知識、技能を習得させ、正規雇用としての定着に結び付けることを目的とする。

2. 対象者

失業中の40歳未満で、県内の建設業事業所（候補事業所）に新規に正規雇用された建設技能者及び技術者の13人（先着順）

※応募申請前に雇用された者は除く

3. 補助対象経費

- (1) 雇用した研修生の人件費
- (2) 事業主負担分の社会保険料（健康保険、厚生年金保険）雇用保険料等
- (3) 集合研修（OFF-JT）に係る研修費
※受講料、テキスト代、交通費・宿泊費等を含む

4. 助成額

- (1) 助成率：対象経費の1/2以内
- (2) 助成額：最長5か月、上限65万円

5. 申請できる事業所

- (1) 宮崎県内に本店を有する建設業許可業者であること
- (2) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険に加入していること等

6. 委託料を受給するには

研修生に対し、職場実習（OJT）及び集合研修（OFF-JT）を組み合わせた人材育成を行う

7. 受付期間

令和2年5月1日から随時
（持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

注意：雇用目標または事業予算に到達した時点で終了します。

8. 応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送する。
※実施要領の内容をご覧ください。うえで、応募申請してください。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、（一社）宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

4. 令和2年度宮崎県委託事業 「建設産業外国人材確保支援事業」のご案内について

補助対象者

宮崎県内に本店がある
建設業者（建設業許可を有すること）

補助対象経費

当該年度3月10日までに外国人材を雇用する際に必要な経費を補助します。**ただし、3月10日までに支払いならびに実績報告書の提出が完了するものに限ります。**

1. 旅費・受講費
2. 通訳費
3. 在留資格申請費
4. 人材紹介費
5. 出展費・説明会等参加費
6. 研修費
7. その他

※研修費について

入社前3か月から入社後1年以内に実施する研修かつ当該年度内に修了するものに限る

補助対象 在留資格

- 高度専門職（例：技術者（土木施工管理、建築施工管理））
 - 特定技能1号・2号（例：技能労働者）
- ※**技能実習生は補助対象外です**

補助額

助成対象経費の1/2以内（一社当たり上限額20万円）

対象者の限度

1事業者当たり年1回のみ（通算上限2回まで）

受付期間

令和2年5月1日から令和3年2月末日まで
（持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

注意：事業予算額を超える申請があった際には、受付を終了します。
御了承ください

※申請される際は、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

その他の条件

- ◎消費税・地方消費税は対象外。
- ◎補助金の交付は事業計画申請受付順とし、補助対象経費の算定した額が1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- ◎補助対象となる経費は、交付決定日以降に契約、支払いを完了したものに限り。

事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、**（一社）宮崎県建設業協会**
または宮崎県のホームページをご覧ください。

（一社）宮崎県建設業協会 TEL：0985-22-7171

宮崎県建設業協会

検索

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

5. 令和2年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和2年度放送日のご案内

◆ CM 展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯(毎週土曜17:30～17:56)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和2年4月4日(土)から
令和3年2月27日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT ニュース Plus の放送帯(毎週土曜18:50～19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ第1～3部作3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇・「青年隊募集」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～シネアドCM広告～

1. 放送期間 令和2年4月3日(金)～令和2年4月30日(木)
令和2年8月28日(金)～令和3年4月1日(木)
2. 放送形態 イオンモール宮崎セントラルシネマ15秒CM
3. 放送内容 タイムラプス撮影による15秒CM 1ヶ月約1,350本
9スクリーン 年間動員数 約65万人



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビト」

雇用改善コーナー

1. 令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発 1223 第 17 号

開発 1223 第 4 号

令和元年 12 月 23 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長

厚生労働省人材開発統括官



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者という」）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既に御承知のとおり、関係府省、大学等において議論を行い、政府（関係省庁連絡会議：内閣官房、文科省、厚労省、経産省による局長級会議）においては平成31年3月26日に「2020年度卒業・終了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）、大学等（就職問題懇談会）においては同年3月25日に「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、令和元年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、令和2年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めるとともに、当該要請及び申合せを踏まえ、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記2の事項について格段のご協力をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和元年度と同様、令和2年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 求人票等の展示・公開等について
令和2年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和2年4月1日以降に展示・公開する。
これに伴う当該求人受理開始は、令和2年2月1日以降とし、この場合、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では5月31日以前に職業紹介を行わないことから、事業主も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から企業に了解を求める。
- (2) 求人情報、ガイドブック等の作成について
大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和2年4月1日以降とする。
- (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について
労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。
- (4) 専修学校等の取扱いについて
要請及び申合せは、令和2年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ② ハラスメントや学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適正・能力のみを基準とする公正な採用選考を行うこと
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないように、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係なく地域限定正社員制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること
- ⑥ 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること

2. 令和3年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

元文科初第 1521 号
職発 0219 第 12 号
開発 0219 第 20 号
令和 2 年 2 月 19 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



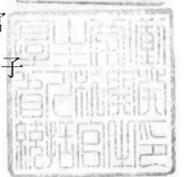
厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司



厚生労働省人材開発統括官

定 塚 由 美 子



令和 3 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和元年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和 2 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対するの事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成 27 年厚生労働省告示 406 号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎えるものが多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、令和 3 年 3 月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等
1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

雇用改善

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、令和3年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和2年12月1日から行っても差し支えないこと。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張管内の地域に限る。)
- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和2年9月5日（沖縄県については令和2年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、令和2年9月16日以降とする。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合はこの限りではない。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込み受理は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和2年6月1日から開始するものとする。
 - (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和2年7月1日から開始するものとする。
 - (ウ) 学校における求人申込みの受理は、令和2年7月1日以降開始するものとする。
 また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、令和2年7月1日以降に行うものとする。
- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により令和3年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

- 5 民間職業紹介所による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申し合わせ事項を遵守すること。また、民間就職紹介事業者を活用して求人の申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の応募前職場見学等について

令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、同期間中に首都圏で行われる応募前職場見学（※）等に際しては、生徒の交通手段や宿泊施設確保に困難が伴う等の事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。

（※）なお、募集前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うなうものであり、採用選考の場とならないよう十分にご注意いただきたい。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 募集の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事業協同組合

1. 外国人技能実習制度についてのご案内

外国人技能実習制度において特定監理事業の許可を受けている
ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合（福岡市）
 のご案内です。

○ ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合とは？

実習の監理団体として、事業主の技能実習並びに実習生の日本での生活をサポート致します。許可官庁として、九州経済産業局、九州地方整備局、福岡県、宮崎県内外での建設関係で実績があり、サポート監理をしています。適切な人材配置、適切なコストをかけた事務・相談体制を構築しています。また、デジタルツールを駆使して従来の組合にはないサポート体制を構築しています。

○ 外国人技能実習制度とは？

海外からの技能実習生を事業主等が雇入れ、技術・技能の習得を支援するとともに、発展途上国の経済発展を担う人材育成に協力する事を目的としたものです。日本の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

○ 対象職種

80職種 142作業（建設関係、農業関係、漁業関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械・金属関係、その他）

○ 受入実績国

ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピン、中国、ネパール

○ 受入可能人数枠

実習実施者の常勤職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

○ 組織概要

社名	ジェイ・リード（J-LEAD）協同組合
所在地	福岡市博多区古門戸町5-1 アイビル2階
許可官庁	九州経済産業局、九州地方整備局、九州農政局
地区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、広島
T E L	092-260-7548
F A X	092-260-7586
M a i l	info@j-lead.jp

○ ジェイ・リード協同組合のホームページに詳しい内容が記載されています。

○ お問合せ、質問・相談等は、ジェイ・リード協同組合へご連絡をお願い致します。

組 合

2. 下請セーフティネット債務保証制度について

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

- 金利及び事務手数料
 - ※ 事務手数料、0.2%が加算されます。
 - ※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金 利	1.8%	2.2%
事務手数料	0.2%	0.2%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額=297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。(部分払金も含まれます)

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額
----	------------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額=660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額=352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に戻します。

3. ドローンの取り扱い窓口を開設しました

1 機体販売！(SEKIDO 正規販売代理店)

・各種初期設定済

2 機体レンタル・リース！(SEKIDO 正規販売代理店)**3 修理！(SEKIDO 正規販売代理店) ※他社購入でも修理可****4 サポート・メンテナンス！(SEKIDO 正規販売代理店)**

・フライト訓練・年間メンテナンス

5 空撮！(提携会社)**6 測量！(提携会社)****7 3Dデータ作成！(提携会社)****8 CADデータ作成！(提携会社)**

※ JUIDA 無人航空機操縦講習及び安全運航管理者講習は、宮崎県土木施工管理技士会で行っております。

技士会

1. 令和2年度 2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、土木施工管理技士の国家資格の取得を目指す技術者のために、宮崎県建設業協会の後援により2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を下記日程で実施します。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

令和元年度の日程等につきまして、下記のとおりです。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程	○2級学科講習 6日間 令和2年7月20日(月)～7月22日(水) 令和2年7月29日(水)～7月31日(金)
会員受講料	2級講習 39,000円(非会員 44,000円) (テキスト・実力テスト・問題集を含む)
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
お問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※ 新型コロナウイルス対策の関係により、やむなく中止する場合がございます。

2. 建設業界の現状と今後の取り組み～今後の公共事業で必要とされる技術～セミナー開催のご案内

建設工事現場の「安全管理」や、「広がるICT 一步先行く3次元活用セミナー」などをテーマに開催いたします。

日 程	対象地区協会	会 場
令和2年8月 5日(水)	都城・日南・串間	都城市
令和2年8月 6日(木)	宮崎・東諸	宮崎市
令和2年8月25日(火)	小林	小林市
令和2年8月26日(水)	西都・高鍋	西都市
令和2年9月29日(火)	日向	日向市
令和2年9月30日(水)	延岡・高千穂	延岡市

申込みなど詳細については、地区協会からの案内(7月上旬予定)をご覧ください。

3. 監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、現行の建設業法では講習修了証が必要なため、本年度も（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の講習を下記日程で実施します。

日 程	場 所
令和2年 7月27日（月）	宮崎県建設会館
令和2年 9月24日（木）	都城建設会館
令和2年 11月 6日（金）	宮崎県建設会館

※定員になり次第、締切の場合がありますので、早めの申込みをお願いします。

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負い、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

4. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集

（一社）日本 USA 産業振興協議会（JUIDA）の認定を受けているドローンアビエーション（株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール）と宮崎県土木施工管理技士会が共催してJUIDA認定のドローンスクールを開催いたします。

講習期間 4日間 随時受付

費 用 会員 230,000円

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

建退共

1. 建退共制度の利用に際しての留意事項

建退共制度の利用に当たっては、下記の7点にご留意ください。

建退共制度は、建設現場で働く方々のために『国が創設した退職金制度』です。
建退共制度を上手に利用し、建設労働者の福祉向上を図って優秀な人材を確保しましょう！

① 共済証紙の購入について

公共工事・民間工事を問わず、共済証紙を購入してください。
購入する額は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数を的確に把握したうえで、それに応じた額を購入してください。
把握が困難な場合には、「共済証紙購入の考え方について」（建退共ホームページ）を活用してください。

② 元請事業主から下請事業主への現物（共済証紙）交付について

元請事業主は、工事に従事する下請の労働者の延人数と就労日数に対応する額の共済証紙を下請へ現物交付してください。

③ 掛金の負担について

退職金の元となる掛金（証紙の購入）は、工事契約額に含まれています（公共工事の場合）。
この掛金は、事業主が全額を負担することになっていきますので、給与天引き等で、一部でも被共済者に負担させることはできません。

④ 共済証紙状況の確認について

便宜上、共済契約者が共済手帳を保管している場合は、証紙貼付時（少なくとも賃金の支払いの都度）に、被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。

⑤ 共済手帳の更新について

公共工事・民間工事を問わず共済手帳に共済証紙を貼付してください。
また、共済手帳250日分貼り終わったら、すみやかに更新手続きを行ってください。

⑥ 被共済者が退職した場合について

被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡ししてください。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に対しましては、退職金請求のご指導をお願いします。

⑦ 建設業退職金共済制度の加入について

役員報酬を受けている者や事務専用社員、中退共・清退共・林退共に加入している人は、加入することはできません。
また、被共済者の方が、代表者又は役員報酬を受けることになったときは、引き続き被共済者であることはできませんので退職金請求の手続きを行ってください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)	前月分	当年度計
前月末計	2,600	31,152	465,962	52,451	32,959,090,633	前月分	51,323
加 入	11	127	788	88	69,870,888		
脱 退	5	653	466,750	52,539	33,028,961,521	当年度計	757,196
当月末計	2,606	30,626	(当年度累計) 10,277	1,044	888,878,014		

建災防

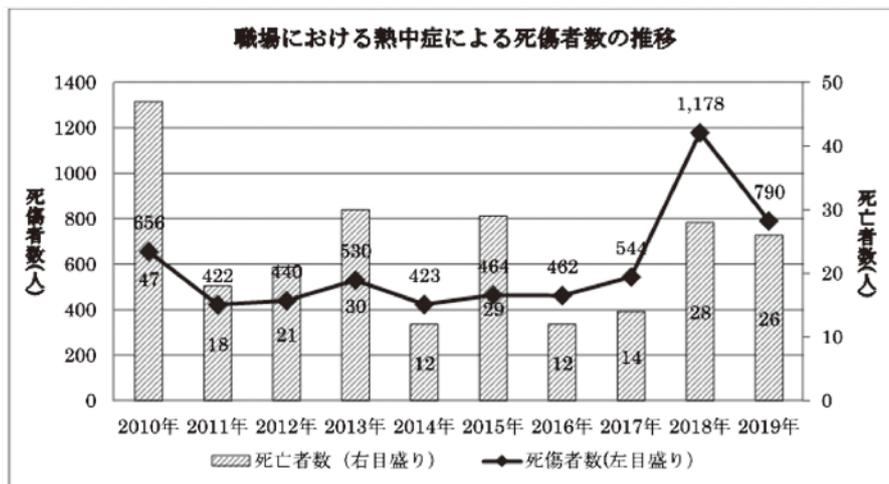
1. 職場における熱中症の発生状況 (厚生労働省・宮崎労働局発表)

(1) 宮崎県内における発生状況【休業4日以上】(2009年～2019年)の速報値

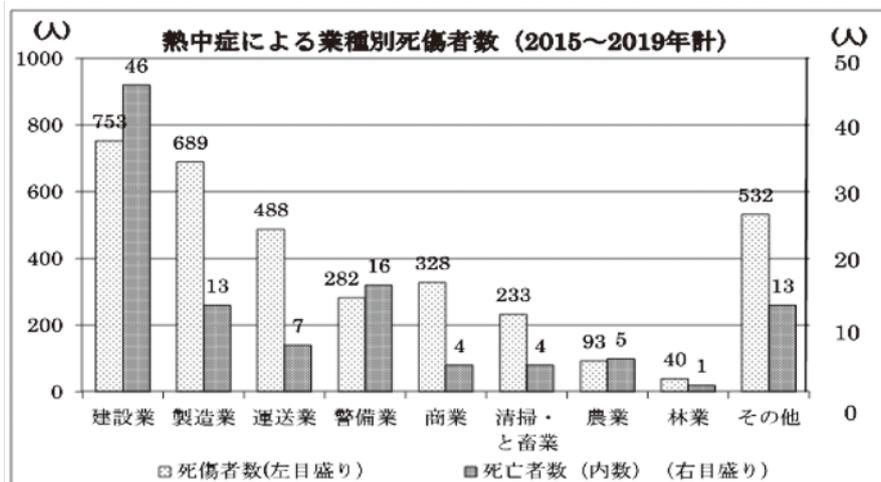
- 職場における熱中症は、過去11ヶ年に69件発生し、平成21年以降、増加傾向であったが、平成30年に減少に転じ令和元年に増加に転じた。なお、平成23年と28年には死亡災害が発生している。
- 業種別の発生状況は、建設業17件(25%)、製造業12件(17%)、農林業11件(16%)、で、この3業種で全体の約6割を占めている。死亡災害の2件は林業で発生している。
- 月別では7・8月に全体の8割(54件)が発生している。時間帯では気温が上昇する10・11時台、気温が最も高くなる14時から15時台が多くなっている。年齢別では、50歳代が24件と全体の34.8%を占めている。

(2) 全国の状況(令和2年1月15日時点速報値)

(1) 職場における熱中症による死傷者数の推移(2010年～2019年)

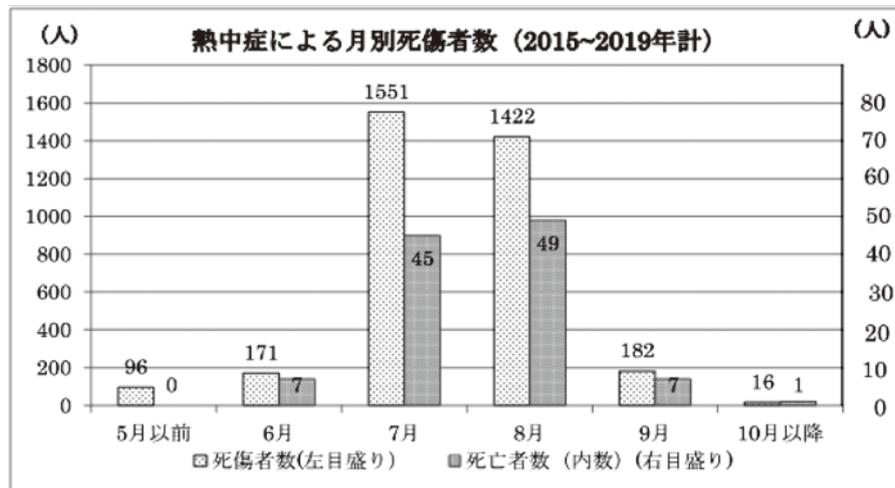


(2) 熱中症による死傷者数の業種別の状況

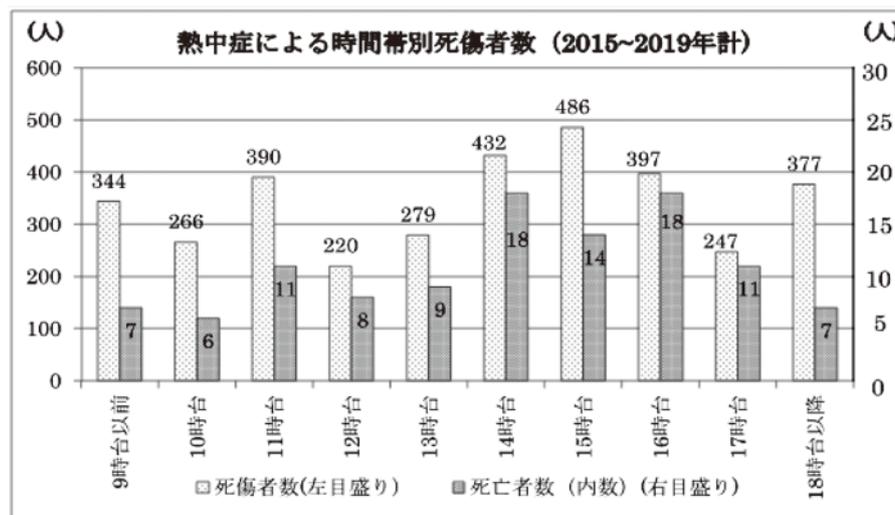


建災防

(3) 熱中症による死傷者数の月別の状況



(4) 熱中症による死傷者数の時間帯別の状況



※ 建災防宮崎県支部では、「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、「緊急時の救急措置」等を内容とする講習会を下記により開催します。

開催日	開催場所
令和2年6月18日(木)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)
令和2年6月30日(火)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)

2. フルハーネス安全带等の買換えに対する補助金について

フルハーネス型安全带・ 移動式クレーン過負荷防止装置の買換え等支援!!

間接補助金申請

「建設業労働災害防止協会」(建災防)は、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の改修・買換え経費に補助金を交付します。

なお、予算額を上回る申請があった場合、予算の範囲内で加点合計の高い順に交付決定されますが、その詳細は、建災防ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ・中小企業基本法の中小企業者に該当する法人及び個人
- ・労災保険特別加入の個人事業者

フルハーネス型墜落制止用器具

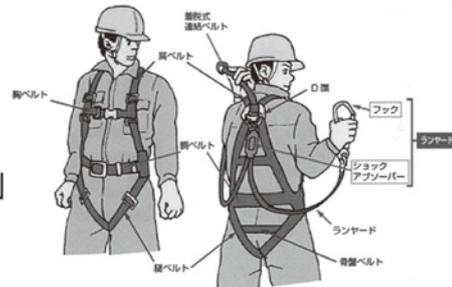
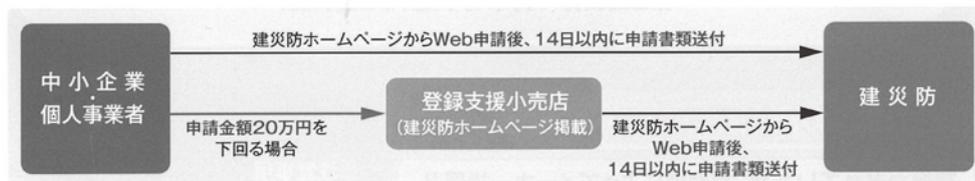
補助対象経費

- ・構造規格に適合する「フルハーネス型安全带」への買換え経費

補助金交付額

- ・1本当たりの上限：12,500円(補助対象経費上限25,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：625,000円

申請方法



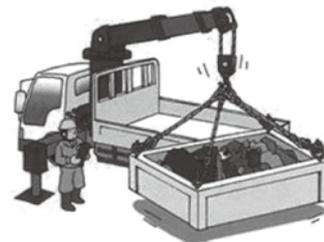
移動式クレーン過負荷防止装置

補助対象経費

- ・構造規格に適合する「移動式クレーンの過負荷防止装置」(つり上げ荷重3トン未満)への改修・買換え

補助金交付額

- ・1機当たりの上限：100,000円(補助対象経費上限200,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：300,000円



 建設業労働災害防止協会

更新支援補助金事務センター

☎03-6275-1085へお問い合わせください。



火薬協会

1. 火薬関係保安講習会の受講申込受付中！

令和2年の保安講習会を下記の日程で開催いたします。早めに申込を行ってください。

会場の定員を越えたときは、他の会場に変更になることがあります。

今一度、保安手帳の方は次回受講期限年月日を確認してください。

再教育講習は、5月21日の次は12月17日しかありませんので、黒手帳の期限が失効されている方で、お急ぎの方は5月21日への申し込みをお願いします。

各事業所の担当者の方は、受講者の漏れがないように再確認方よろしくをお願いします。

開催月日	曜	会 場	講習会種別	開始時間
5月21日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～
6月11日	木	都城建設会館	責任者、従事者	13:00～
8月20日	木	高千穂建設会館	責任者、従事者	13:00～
9月10日	木	延岡建設会館	責任者、従事者	13:00～
10月22日	木	日向建設会館	責任者、従事者	13:00～
11月9日	月	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
11月10日	火	宮崎県建設会館	知事試験養成講習	9:00～
12月17日	木	宮崎県建設会館	再教育、(総合) 責任者、従事者	10:00～ 13:00～

※ 再教育(総合)講習会の講習開始時間は、**10:00**です。

※ 責任者、従事者講習会の開始時間は各会場とも**13:00**です。

宮崎県建設会館には、会館内の各事務所の一般来客用の駐車場しかありませんので、講習受講者は、必ず周辺の有料駐車場をご利用ください。

※ 知事試験案内・知事試験対策養成講習会の資料は7月中旬に送付予定です。

※ 詳細は、宮崎県火薬保安協会（電話0985-25-4678）にお尋ねください。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大によっては、講習日の変更、講習の形態の変更も予想されますので申込の際は、連絡先等（携帯電話等）を明記してください。

2. 火薬関係の資格試験日程・試験会場の変更について

令和2年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 試験の日程

○願書受付 令和2年9月29日（火）から10月8日（木）まで

○試験日 **令和2年12月20日（日）**

○試験場所 宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）

(2) 受験用の試験問題集は、協会で購入しています。

（すでに入荷していますので、必要な方は協会に連絡ください。）

令和2年度版完全対策（受験養成講習会使用テキスト） 3,300円

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

（7月末には、各地区協会に送付予定です。）

※試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

3. 受験養成講習会の日程変更について(火薬類取扱保安責任者甲・乙対象)

(1) 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室

(2) 開催月日 **令和2年11月9日（月）** ～ 一般火薬学

11月10日（火） ～ 法令

両日とも午前9時から午後4時30分まで

(3) 受講料

会員事業所 **15,300円** 非会員事業所 **18,300円**

（受講料には、使用テキスト代を含んでいます。）

※養成講習会は、事前申込みが必要です。

なお、受講講習会申し込み用紙は、本年7月ごろ、各会員事業所に送付します。

事前に使用テキストが必要な方は、申し込みの際その旨連絡ください。

手を出す前に 思い出せ 火薬の威力と危険性

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（令和2年3月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和元年度	365	▲ 13.1	14,782	26.1	4,247	0.4	141,249	17.8
平成30年度	420	▲ 6.5	11,718	▲ 30.6	4,231	▲ 1.6	119,878	0.1
平成29年度	449	2.0	16,884	36.8	4,299	▲ 8.3	119,706	▲ 6.6

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

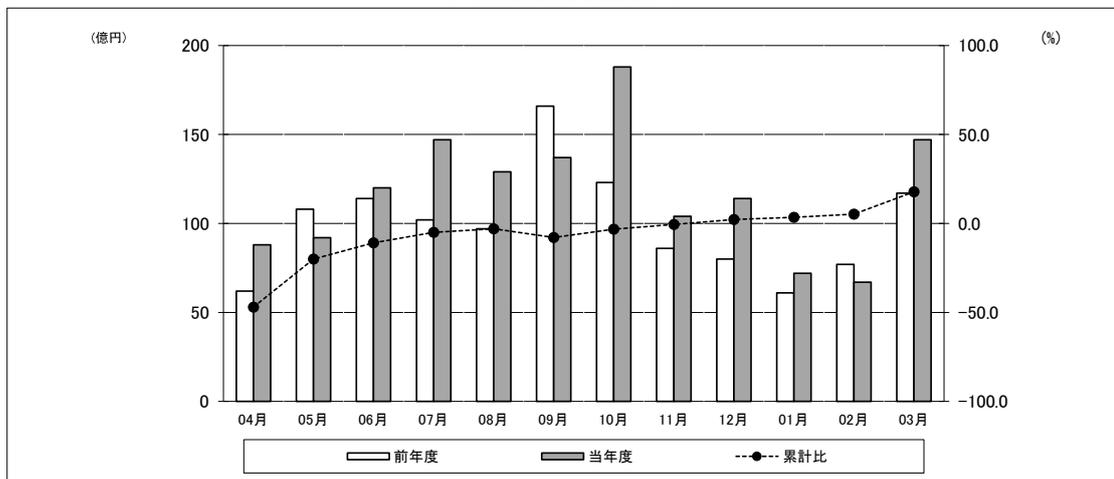
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	20	▲ 47.4	842	▲ 54.3	300	4.5	24,711	▲ 11.5
独立行政法人等	0	—	0	—	22	15.8	2,674	31.1
県	260	4.4	11,287	46.3	1,701	9.9	61,330	30.3
市町村	81	▲ 38.6	2,417	15.1	2,190	▲ 6.8	51,102	27.1
その他	4	—	235	—	34	21.4	1,431	▲ 45.5
計	365	▲ 13.1	14,782	26.1	4,247	0.4	141,249	17.8

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	69	▲ 12.7	4,817	130.0	840	5.3	39,779	16.6
日 南	25	▲ 7.4	542	▲ 46.5	310	3.7	8,219	▲ 0.5
串 間	15	▲ 31.8	423	13.1	149	▲ 2.6	3,153	▲ 33.7
都 城	39	▲ 11.4	1,108	▲ 2.2	611	15.5	22,539	32.4
小 林	27	▲ 38.6	805	▲ 42.7	376	▲ 15.3	9,162	▲ 9.3
高 岡	9	▲ 57.1	244	▲ 24.9	152	0.0	3,961	3.2
西 都	29	▲ 3.3	1,582	115.5	301	12.7	7,919	38.0
高 鍋	24	▲ 31.4	979	1.8	220	▲ 0.9	7,412	19.0
日 向	49	4.3	1,502	▲ 28.1	557	▲ 7.9	15,050	18.7
延 岡	43	30.3	1,480	71.7	372	15.2	13,313	55.7
西臼杵	36	▲ 5.3	1,296	79.0	359	▲ 18.2	10,738	25.1
計	365	▲ 13.1	14,782	26.1	4,247	0.4	141,249	17.8

< 月別請負金額 >



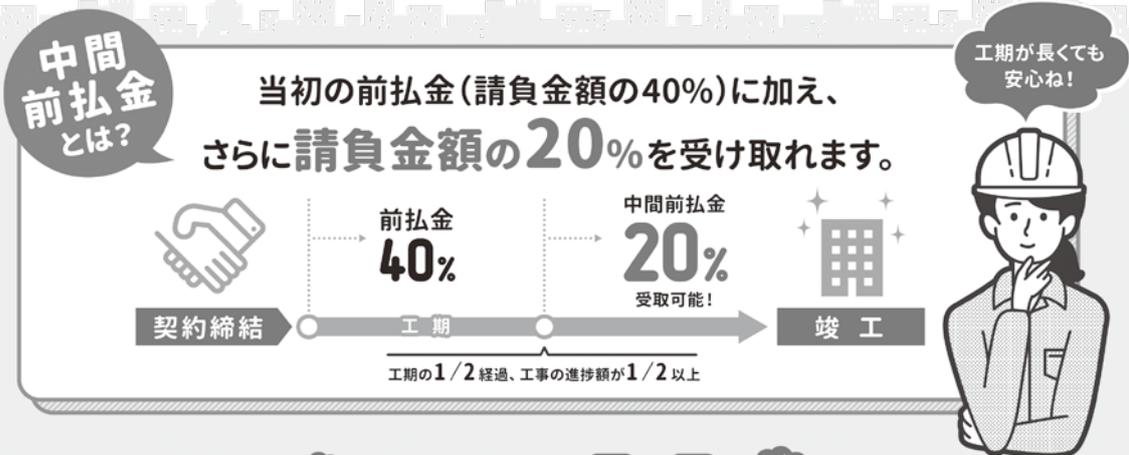
2. 中間前払金制度のご案内

🔦 工事後半の資金繰りをサポート! 🔦

中間前払金のご案内

当初の前払金 **40%** + 中間前払金 **20%**

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!



よくある質問 Q & A

- | | |
|---|--|
| <p>Q どのような場合に請求できるの?</p> <p>A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。</p> | <p>Q 出来高検査はあるの?</p> <p>A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。</p> |
| <p>Q 手続きは面倒じゃないの?</p> <p>A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保証申込書 ●前払金使途内訳明細書 ●発注者が発行する認定調書(写) | <p>Q 保証料はどれくらいかかるの?</p> <p>A 保証料率は一律0.065%と非常にローコストです。</p> <p>▶ 例 請負金額5,000万円の工事の場合</p> <p>中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 6,500円</p> |

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX **0120-553-835**

西日本建設業保証

検索



<https://www.wjcs.net/>

建設業情報管理センターからのお知らせ

建設業の経営状況分析の エキスパートとして30余年。

昭和63年からは経営事項審査を受審される
建設企業の皆さまを対象に、“経営状況分析”を実施しております。
業界一の実績と経験から、お客さまの厚いご信頼をいただいております。



CIICには“安心と信頼”をお約束できる仕組みがあります。

経営状況分析の実施

国土交通省から認められた最初の分析機関(登録番号“1”)としての歴史と実績があり、経営事項審査にかかる経営状況分析業務(Y評点)をデータの安全性を確保しつつ適正かつ公正に実施しております。

経営事項審査結果の公表等

国土交通省および都道府県からの委託を受け、各行政庁が審査した経営事項審査結果の公表を実施しております。

講演会等・調査研究(公益的活動)の実施

建設業関連の講演会や勉強会の開催および講師の派遣等も積極的に行っております。また、地域建設産業の在り方に関する調査研究を実施し、都道府県に提言を行っております。

情報管理システムの提供

各行政庁が建設業許可および経営事項審査の情報処理に使用するシステムを構築しており、行政事務の厳正かつ迅速な運営に寄与しております。

登録経営状況分析機関 登録番号 1 【アドレス】<http://www.ciic.or.jp/> 又は、

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館6階)
TEL 092-483-2841



建設業福祉共済団からのお知らせ

＜法定外労災補償制度＞

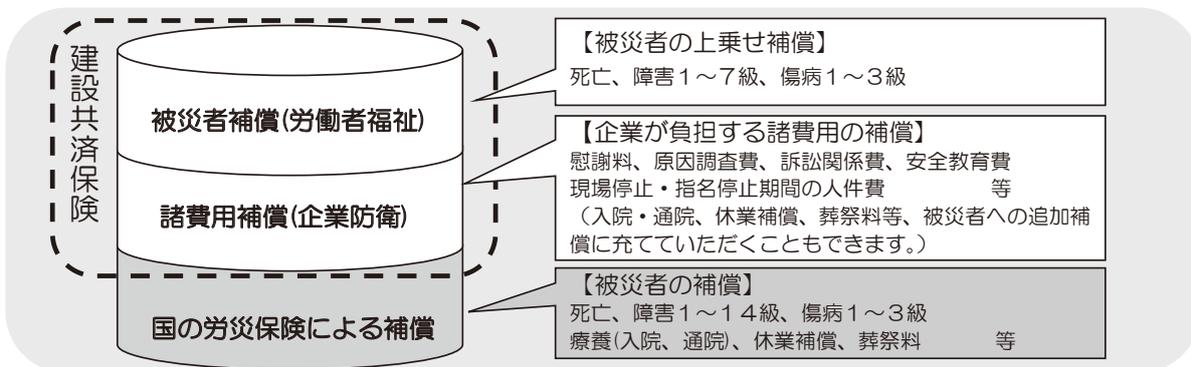
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- 1 建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- 2 災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- 3 同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- 4 元請・下請を問わず無記名で補償
- 5 代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- 6 経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

検索

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

Tel.0985-22-7171 Fax.0985-23-6798



契約者と業界の発展のために

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索